

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第

卷七十二第

行發日一月二十年三和昭

論叢

自動車稅論 法學博士 神戸 正雄

貞享以後長崎の支那貿易に就いて 文學博士 矢野 仁一

保險に於ける偶然の必然化 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

公有收益財産と地方財政 經濟學士 中川與之助

徳川時代の寺社名目金 經濟學士 堀江 保藏

株式定期取引の限月復舊に就いて 經濟學士 今西庄次郎

雜錄

伏見酒造勞働に就いて 經濟學士 江頭 恒治

繁榮指數と社會の繁榮 經濟學士 井 篁 弁

法令

預金部地方資金貸付規程

附錄

本誌第二十七卷總目錄

(禁 轉 載)

保險に於ける偶然の必然化

小島 昌 太郎

—

保險といふものは、人類が、交換原則の下に於て社會生活を營むにつき、將來を考慮して、その偶然なる變化を豫想し、かゝる變化に遭遇することあるも、生活に要する物的資料を、尙ほ、確實に獲得使用することを可能ならしめんがため、その目的に適當する所の、現在より未來への準備をなすものであることは、嘗て詳しく説明した所である。¹⁾

この保險なるものが成立するがためには、未來に於ける物的資料の獲得使用を確實ならしむる所の準備、即ち謂はゆる經濟準備 (wirtschaftliche Vorsorge) として、多數の經濟主體がこの目的のために醸出する所の資金を以て、彼等に共通なる準備財産を作成することを必要とする。そして、それが未來の偶然なる變化に對する準備として、眞に「適當」なるがためには、その目的とする所のもの、「偶然」のうちに存する「規律性」を發見し、大數の法則によつて、これを右の醸金を算出するの基礎として應用し、個々のものについて存する「偶然」を、不特定多數のものに於ては、

1) 保險本質論、第二版、第五章、第一節、參照

その「規律性の發見」によつて、「必然化」することを得なければならぬ。

故に、保險なるものは、人類の物的生活が偶然なる變化に遭遇することあるにより、その存在が要求せらるゝものであると共に、また、それが存在し成立し得るのは、この「偶然を必然化」し得るによるのであつて、そして、偶然を必然化し得るのは、物的生活に於ける偶然の支配より免れんことを欲する所の人々が、多數に存在するによるのである。かの「保險は偶然を利用して偶然を除く」(die Ueberwindung des Zufalls durch Ausnutzung des Zufalls)方法を用ゐるとか、また「偶然の克服のためへの偶然の利用」(die Ausnutzung des Zufalls zur Ueberwindung des Zufalls)といふことが保險の特性であるとか、と説明する學者のあるのは、この點を巧に言ひ表はさんと欲するのである。¹⁾

右の如く、保險に於ては、未來の偶然なる變化に對する經濟準備として「偶然を利用して偶然を除く」方法によつて共通準備財産を作るのである。即ち、この共通準備財産を構成するがために、各加入者より集むる所の醜金は、偶然を必然化することによりて、その額が定めらるゝのである。そして、この醜金は、特に保險料といはるゝものであるから、この保險料なるものは、保險に於ける一つの特性なる「偶然の必然化」といふことの具體的表象であるといふことが出来る。

1) Hülse, Versicherung und Wirtschaft, (Jahrb. f. Nationalökonomie und Statistik, Jena 1915. Bd. 104) S. 320; Derselbe, Versicherungswissenschaft und Versicherungskunde. (Ztschr. f. d. g. V-wissenschaft. Berlin 197, Bd. 7.) S. 49.

こゝに、偶然の必然化といふことは、發生の不確實なるものを、人爲を以て發生せしめたり、または、發生せざらしめたりすることをいふのではない。それも、確に、偶然を必然化する一つの態様である。併し、こゝに謂ふ所のものは、それとは全く異なる。嘗て詳細に述べたるが如く、私の解する所によると、「偶然」とは「必然」に對立する概念であつて、この二つは、或この存在若しくは發生と、人間のこれに對する知得との關係で、人間がそのこの存在若しくは發生を知得するに至るの經路が立證的方法を以て説明し得るときは、「必然」であり、立證的方法を以て説明し得ざるときは、「偶然」である、と見るのである。立證的方法といふは、苟も普通の理性を有する人に對しては、何人に對しても、理解せしめ得る方法である。

それゆゑ、こゝに謂ふ所の、偶然の必然化といふのは、事件そのものに何等手を觸るゝことなくして、たゞ、個々の場合に於て立證的方法を以て知得し得ざる所の發生につき、單にその發生の一般的態様のみを立證的方法を以て知得することが出来るやうにすることである。換言すれば、個々の場合に於ては、立證的方法を以て知得することを得ざる所の、發生するか發生せざるか、または何時發生するか、更にそれが發生の場合に必要とするに至る金額が幾分なるか等の事柄を、不特定多數の場合に於ては、立證的方法を以て知得し得るものたらしむることである。

偶然を必然化するといふことは、右に述べたる意味に於ていふのである。この意味に於て偶然

を必然化するには大数の法則 (Principle of large numbers; Gesetz der grossen Zahlen) なるものを適用することを要し、大数の法則が適用せられ得るがためには、當該事件發生の蓋然率 (Probability; Wahrscheinlichkeit) を見出すことを要する。

蓋然率といふは、未來に於ける可能に對する實現の割合である。過去に於ける可能に對する實現の割合は、發生率である。故に、この言葉を、利用するならば、蓋然率は未來に於ける推測されたる發生率であるといつてもよい。詳しくいへば、發生可能と認めらるゝ所の不特定多數の場合のうちにあつて、未來に於て現實にその發生すると認めらるゝ場合の割合である。

こゝに不特定多數といふは、五千とか、一萬とかいふやうに、その數を限定することなくして想定する所の多數である。或はこれを一般數といつてもよい。不特定多數は、もとより少數ではない。 a よりも b の方が多數であり、更に b よりも c の方が多數であるとすれば、不特定多數を想定するといふことは、 b を想定するのではなくして、 c を想定することである。更に c よりも d の方が多數であるとすれば、 d を想定することである。

併し不特定多數といふことは、無限多數又は無限數、若しくは、最大多數といふことではない。蓋然率といふものは、抽象的な數に關するものではなく、具體的な人間とか、家屋とか、船舶とか、家畜とか、または、飛行機の航空回數、列車の運轉數、船舶の航海數などの如く、或社

會に實在するもの、數を根據としての考察である。そういふものは、或事件發生の可能をもつものであり、蓋然率といふは、それらのものに對して、その事件が未來に於て發生するの割合と認めらるゝものである。それ故にこの場合に於てこの割合を示すものは、分數的に表示せらるゝのであるが、その分母となるものは、想像の世界に存在する抽象數ではなくて、現實の社會に實在する所の具體的なるもの、數である。かゝる現實の社會を背景とせる具體的實在のものを、その數を限定しないで、多數に觀察に入れることを、不特定多數について觀察するといふのである。

三

發生の可能といふことは、言ふまでもなく、或る何等かの客體に關聯して考察せらるゝのであつて、例へば、人間とか、家屋とか、船舶とか、自動車とかに關した所の考察である。而も、これについても、發生の可能といふことは、全般的に考察せらるゝことがあり、限定的に考察せらるゝことがある。その限定的なる考察の場合に、限界の標準となるものは、時と、所と、そして、この兩者の組み合わせである所の運動とである。即ちこの限定的なる發生の可能については、一定の時點に於ける、または、一定の時の長さの間に於ける發生可能（例へば或時間内の發生可能、或日に於ける發生可能、或季節に於ける發生可能、或年度内の發生可能等）があり、また一定の場所若しくは地域内に於ける發生可能、（日本に於ける發生可能、東京に於ける發生可能、一般

に工場内に於ける發生可能、劇場内に於ける發生可能)があり、更に或運動に於ける發生可能(船舶の航海、汽車、自動車の疾走、飛行機の航空、人間の旅行、貨物の運送等の間に於ける發生可能)などがある。

蓋然率といふものは、可能に對する實現の割合であるから、右に發生の可能について述べたる所の理論と同じく、必ず、それは、人間とか、家屋とか、船舶とか、自動車とか、その他何等かの客體に關聯して考察せられる。そして、また、これも前述の理論と同じく、一般的に考察せらるゝことがあり、一定の時、一定の所、若しくは一定の運動に限定して考察せらるゝことがある。いづれの場合に於ても、或事件發生の可能の下に存在する不特定多數の客體について、その未來に於ける發生實現の割合が、蓋然率といふものである。

蓋然率なるものは、未來に於ける可能に對する實現の割合であるから、これは既存の事實に根據して知るの外はない。即ち、その事件が今日以前に於て、發生の可能ある客體について、現實に發生したる事實を本として、知るの外はない。故に、これを知るの方法は、單に統計の一途あるのみである。

尤も、こゝに謂ふ所の統計は、その實質的意味に於ていふのである。かの事件發生の可能ある

客體の數を計測し、記録し、これに對して現實に發生した事件の數を更に計測し記録するは、いふまでもなく統計である。そして、かくの如きは、形式的意味に於ても統計である。併し、かくの如く、計數を記録することなくとも、記憶の内に保存し置きて、その繼起に従つて、その事件の可能と實現との割合に關する印象を確めて行くことも、また統計である。これは、形式的意義に於ては統計と言はないものであるが、實質的意義に於ては明かに統計である。かの經驗によつて蓋然率を知るといふことは、即ちかくの如き記憶の内に統計をつくりて、蓋然率を知得することである。

或は、事件發生の可能ある客體の具體的なるものにつき、その構造的性質並びにその環境を精査して、その事件の蓋然率を測定するといふことがある。例ば、人間の肉體につき健康状態を診査し、過去の病歴を參照し、生活状態、家庭關係、職業の種類等を調査し、これによりてその人の壽命の長短を知らんとするが如き方法、若しくは、家屋の構造、建築材料、用途、四圍の狀況、使用者の人格職業性質等を調査して、その家屋に關する火災發生の蓋然率を知らんとする方法の如きがこれである。かくの如き方法は、客體につき直接に精査を施すものであるから、直接精査法といはるゝものであるけれども、この場合に於ても、そのこれによりて事件發生の蓋然率を知る所の眞實の手續は、この精査法といはるゝものゝ裡に潜む所の統計的方法に外ならぬのであ

る。何となれば、例へば家屋につき火災の蓋然率を知らんがために、その用途を調べて湯屋なることが分つた場合に、湯屋は住宅よりも火災率は多いと認むるのであるが、その湯屋は住宅よりも火災率が高いといふことは、何によりて確められたのであるか。それは、或は經驗とか觀察とかいふ言葉を以て説明せられるでもあらうが、實は、その經驗若しくは觀察のうちに包まるゝ所の數的記憶とその比較考慮であつて、即ち前述の實質的意味に於ける統計に外ならぬのである。

右に述ぶるが如く、蓋然率を見出すの方法は、要するに統計である。併し、正確に言へば、統計によりて見出されたるものは、既に存在した事實に關するもので、即ち謂はゆる過去の數である。それが、吾々の知り得る總てゝある。未來の數は、吾々は直接にこれを知ることが出來ない。吾々が見出すことが出來、吾々が利用することが出來る所のもは、この過去の數だけである。この數が發生率といはるゝものなるは、前に述べたる所である。この過去の數たる發生率が、未來の數たる蓋然率と見做さるゝがためには、前に一言したる大數の法則といふものゝ適用を俟たなければならぬ。

或は、この過去の數たる發生率を以て、直ちにこれを蓋然率と名づくるものがある。尤も蓋然率なるものは、今直ちに述ぶるが如く、結局この發生率そのものを寫して以てこれをそれと認むるのであるから、たゞ單に數字だけについて見れば、發生率即ち蓋然率であるけれども、概念上

に於ては、この二つのものは、明かに區別し置かなければならぬ。何となれば、發生率は過去の數であり、確定したるもので、變化のある譯の決してないものであるが、蓋然率は未來の數であつて、蓋然率としては推測上確定して居つても、その事件が未來に於て愈々現實にその數の通りに發生するかどうかは、そのときに至つて見ねば確定しないもので、愈々現實に發生する數は、蓋然率として見做されたる數より若干の變化の寧ろあり得る譯のものだからである。

四

若し、吾々が或事件について、その既往の發生率を知るといふことが、單にこれを知るだけの満足に止まるならば、それはたゞ歴史的興味の問題の外に出でないであらう。これを知ることによつて、更に將來の未知の事情を察知するの手段となることを得るに至つて、これが實用上の問題となる。今、保險の研究の一つとして、吾々が過去の事實につき統計的方法によつて、或事件の發生率を知らんとするは、それによつて未來の秘密を發かんがためである。即ち吾々は、この過去の數たる所の發生率を、未來の數たる蓋然率に變化せしめなければならぬからである。

過去の數たる發生率を、未來の數たる蓋然率に變化せしむるものは、前に述べたる大數の法則である。この法則の教ゆる所によれば、或事件の發生率が不特定多數の場合に關して測定せられたるときは、一般的事情に變化なき限り、それは將來の推測に役立つものであつて、即ち、その

事件が與へられたる觀察範圍に於て發生するの割合は、その觀察範圍を増加するに従つて益々その測定せられたる發生率に近づき、觀察範圍を不特定の大きにまで増加するときは、その間に發生する該事件の發生割合は、その測定せられたる發生率と同一であると見做し得る、といふのである。言葉を約めて言へば、或事件の發生率は、これを以てその事件が未來の不特定多數の場合に於て發生する蓋然率と見做し得るといふことである。更にこれを平たく言へば、過去の統計に於て、或事件發生の可能ある客體を不特定多數に觀察し、その發生率を算定し得たるときは、同一事件の同一事情の下に於ける發生の状態は、將來に於ても、その發生率と同一であると見做しても差支へがない、といふのである。

かくの如く、過去の數たる發生率を、將來の數たる蓋然率に變化せしむる所の、大數の法則なるものは、如何にして見出されたものであるか。これも、過去の事實について統計的に觀察した結果である。即ち、過去の或る時までを觀察して得たる發生率を、その後の時に當てはめて見て、適合するか否かを、不特定多數に調査したる結果は、概ねこれに適合することを發見したるにより、この法則を得たのである。

こゝに於て、吾々は、遂に、偶然を必然化するの手段を見出し得ることゝなつた。即ち、個々

の具體的なる場合については偶然なる事件も、その既往に於ける發生率を知るごきは、これを以てその將來の不特定多數の場合に於ける發生率と見做して差支へないことになつた。この將來に於ける推測されたる發生率が、既に述べたやうに、蓋然率といふのであつて、この蓋然率が知り得られた場合には、個々の場合に於ける偶然も、一般の場合には必然化されることゝなるのである。

保險は、右に述べた意味に於いて、偶然を必然化することによつて成り立つのである。

五

事件發生の蓋然率なるものを見出すの方法は、右に説明したるが如く、統計的調査と大數法則の應用とによるのである。かくの如くにして見出されたる蓋然率なるものは、不特定多數の加入者を集むる保險事業に於ては、これを基礎として保險料を算出し、それによつて事業を營むことによつて、何等の不安もないものとなる。即ち、この基礎をもつ所の保險は、最早や、冒險的事業でもなく投機的事業でもない。確實な事業である。この點に於て中世に保險の名の下に行はれた所の事業とは大に異なる所があるのである。

併し、保險も、これを一つの企業として行ふ場合には、企業危險(Unternehmungsrisiko)がない譯ではない。勿論、この危險は、保險に特有なものではなく、寧ろ企業に一般的に存在する危險

である。だから、企業危険といはるゝのである。保險が一つの企業として行はるゝ場合、それが保險事業であるが故に存在する危険ではなくして、それが一つの企業として營まるゝが故に存在する危険である。即ち、この事業を營むことによつて、事業主が損をするか得をするかといふ危険である。この危険は、保險にあつては、主として二つの方面に潜んで居る。

その一つは、前に述ぶるが如き方法によりて見出されたる蓋然率を適用し得るだけの加入者を集め得るや否やといふ點に於てである。保險は、前に述べたやうに、偶然を必然化することによつて行はれ、そして、その必然化は、主として、その保險事業の目標とする所の事件の蓋然率を基礎として行はれる。然るに、この蓋然率は不特定多數の場合に對して適用性のあるものであつて、然らざる場合には適用性はない。勿論、不特定多數といふことは、前にも詳説したやうに、確定の數ではない。ごまかくも多數である。併し、その多數は、保險が目標とする事件の種類に從つて必ずしも同様ではない。故に、逆に言へば、保險事業に於て、その目標とする所の事件の蓋然率を適用するに必要なる最小數は、必ずしも同じでないといひ得る。だから、或種の保險事業は、他種のものよりも、少き加入者を集むることによつて、その存立の基礎の安全を害しないが、併し他種のものとは、それだけの數を集むるだけでは、尙ほ、事業の基礎が安全といへないといふこともあり得る。

併し乍ら、いづれにしても、蓋然率を適用し得るがためには、或る多數の加入者を集めなければならぬ。然らざれば、その蓋然率を基礎として算定した保険料を以て事業を營むの結果は、或時に於ては、多大の利益を擧げ得るかも知れないが、他の時には、これと反對に、非常な損失を蒙らなければならぬこととなる。この損失の方が先に來た場合には、それによつてこの事業は壊滅して仕舞ふの外はない。故に、蓋然率を適用し得るに足るだけの加入者を集め得るや否やに、この事業の企業危険がある。されば、或る新しい保險事業を計畫しても、それが世間に需要者の少いものであつては、到底成功し得るものではない。その意味に於て、新しい種類の保險は企業危険が大きいのである。

その二は、事業開始後に於ける事件の發生が、その保險に於て基礎としたる蓋然率と大差なきや否や、といふ點に企業危険がある。前に述べたやうに、保險に於ては、大數の法則の應用によつて、偶然を必然化するのである。そして、その大數の法則なるものは、これも前に述べたやうに、將來に於ける事情が、過去より現在までのそれと、大なる變化なきことを前提として成り立つものである。故に、若し、保險事業開始後、その目標とする事件の發生に影響ある所の事情にして、大なる變化を來すならば、この大數の法則なるものは適用性を失ふこととなる。従つて、その保險事業の基礎となつて居る所の蓋然率も亦、その事業に於ける基本たるの意味を失ふこと

となる。

事情の變化が、當該保險事業の目標とする所の事件の發生を、その測認せられた蓋然率よりも、多からしめた場合に於て、その保險事業が失敗に歸するは、更めて説明するまでもない。何となれば、この場合に於ては、徵集する所の保險料を以て、支拂ふべき所の保險金額を充足することが出来ないからである。併し、保險事業に於ける企業危険は、測認せられたる蓋然率よりも、事件の實際の發生が少くなるやうに事情が變化した場合にも、同様に存在する。尤も、その偏差が僅少なる場合には問題はないが、それが加入者の意識に上るほど大なる場合には、加入者に對し、その保險に於ける保險料は過當であるとの印象を與へることとなる。然る場合には、加入者は次第にその保險企業から離散する。こゝに、その企業危険が發生するのである。だから、事情の變更により事件の發生が、測認せられたる蓋然率より、多くも少くもいづれにも變化したる場合には、更めてその目標とする所の事件の蓋然率を測認し、從來の基本としたるものを訂正するのでなければ、企業危険は大きくなるものと言はなければならぬ。

保險事業には、右に述ぶるが如き企業危険があるけれども、これは、前述の如く一般の企業に於けるものと全く同一であつて、保險に特有なる性質のものではない。例へば、鐵道事業にしても、活動寫真事業にしても、一定の料金の下に、乗客や觀客が豫定の如くに集まるや否やといふ

點に於て、また、製造工業に於ても豫定の代價に於て、豫定數の製品が需要者を見付けることが出来るかどうかといふ點に於て、企業危険があり、更に、一旦相當數の乗客、觀客、買手があつたにしても、事情の變化、例へば流行の變遷の如きにより、その需要の減退を見るかも知れぬといふ企業危険もある。これらは前述の保險事業の企業危険と同じものである。

六

さて、保險は右に述ぶるが如く、目標とする所の事件につき、その蓋然率なるものを見出し、これを基礎として保險料を算出し、多數の加入者より集むる所のこの保險料を以て、彼等のうちにその事件に遭遇するものに、豫定の保險金を支拂ふて過不足なきやうにするのである。かくて、初めて偶然の必然化を完うし得る。そして、この保險料の總額と保險金の總額との均等といふことが、合理的に算出せられたる場合に於ては、その保險料は合理的保險料といはるゝもので、かくの如き保險料の存在することが、現代的保險の特色である。原始的保險に於ては、未だ保險料算出の材料が備はつて居ないから、保險料の算出に見込が甚だ多く用ゐられて居る。従つて、保險料の總額と保險金の總額との均等といふことは、原始的保險に於ては望むことを得ないものである。その意味に於て、原始的保險に於ては、偶然の必然化といふことも亦不完全なものである。

尤も、私が原始的保險といふものは、その保險料の算定が、合理的に出來て居ない保險といふ意味であつて、たゞ昔時にのみ存在し現在には存在しないものといふ意味ではない。従つて、現代的保險といふものは、現代に存在する保險が總てみなそれだといふ意味ではない。その保險料が合理的に算出せられて居る保險のことである。勿論、嘗て述べたるが如く、¹⁾十八世紀以前の保險は總て原始的保險であるけれども、今日の保險であつても、新らしく出來たもので、未だ保險料を合理的に算出するの基礎の備はらない保險は、原始的保險である。例へば、國民健康保險であるとか、輸出信用保險であるとかいふものは、施設としては最新のものであるけれども、その保險の料率は、未だ合理的基礎によつて算出せられて居るものではないから、保險としては原始的なものである。

かくの如く、保險のなかにも既に著しく發達進歩したのもあれば、また漸く出來たばかりで、これから次第にその發達の機運に向はんとするやうなものもある。従つて、保險料率を算出するの基礎たる事件につき、その蓋然率を殆ど正確に見出して居る所の生命保險の如きより、未だ殆どその蓋然率を見出して居ない所の前述の輸出信用保險の如きに至るまで、その保險料率の合理性の程度には、幾多の階段がある譯である。私は、これから、各種保險に於ける保險料率の合理性について概観して見やうと思ふ。

1) 保險本質論、第二版、第三章、參照

保険料率について最初に注意して置かねばならぬことは、世間に保険料として取引せられて居るものには、その性質上、二つのものが包含せられて居ることである。その一つは、右に屢々述べたやうに、保険金の支拂ひに充つるために徴集せらるゝ所の眞の保険料である。これは純保険料 (Net Premium; Netoprámie) といはるゝもので、保険料の合理性といふことは、主としてこの部分についていはるるのである。或は學者によつては、これを Riskoprámie といふものもある。直譯すれば危険保険料といふべきであらう。併し、この言葉は私は採用しない。¹⁾

その二は、事業の經營に要する費用に充つるために徴集せらるゝ所の料金である。保険は、多數の加入者より徴集したる保険料を以て彼等に保険金として支拂ふのであるが、その全部を、必ずしも、右から左に直ちに支拂ふのではなく、その大部分は寧ろ、共通準備財産として暫くこれを保有するのであり、且つ新たになる加入者が益々多く増加するにつれて、この共通準備財産たる金額が多くなるものである。従つて、その運用上の収益がある。保険事業に於ける最も理想的なる經營に於ては、事業に要する経費は、この収益を以て充て、加入者に事業経費を分擔せしめざるにある。併し、かくの如きは、一つの保険事業が、長年の發達を遂げ、甚だ多數の加入者と、莫大の財産を保有するに至つて後のことで、事業開始の當時、並びにその初期に於ては、到

1) 保險本質論、第二版、二一八頁以下參照

底望み得ざる所である。故に事業經營の費用も亦加入者より徴集せねばならぬ。この部分は、附加保険料(Loading; Zuschlagprämie)といはれ、これと前述の純保険料とを合せたものが、單に保険料といふ名稱の下に保険業者が加入者より徴集する所のものである。保険學者は、この單に保険料といふ名稱にて取引せらるゝものを、純保険料や附加保険料と區別するために、特に營業保険料(Office premium)・表定保険料(Tarifprämie)・または總保険料(Bruttoprämie)ともいふ。

この附加保険料といふものも、事業の經營を最も能率よく行ひ、その經費を最少ならしむるといふ意味に於て、その合理化といふことが問題となり得る譯であるけれども、私が、こゝにいふ所の保険料の合理性といふことは、これとは直接の關係なく、前に述ぶるが如く、専ら純保険料に關することで、即ち、純保険料の算定が、その總額を以て、保険者の支拂ふ所となる保険金の總額と同一となるやうに出來て居ることを以て、その保険料率が合理的であるといふのである。

八

さて、この保険料の合理性は、前にも一言したやうに、生命保險に於て最もよく表はれて居る。この保險の種類に屬するものにあつては、人類の生命に關する統計を基礎とし、これを數理的に整頓配列して、人類生命の蓋然率を見出し、これによつて保険料率が算定せられて居るから

である。そして、その基本たる人類生命の統計は、時間的に頗る長きに亘つて觀察せらるゝと共に、範圍に於ても亦頗る廣汎に及び得るものであり、且つ或は一民族を限定し、或は診査上の健康體のみを限定し、若しくは或る年齢の範圍を限つて觀察するなど、各種の方面より、任意の選擇を行ひ、その比較をなすことを得るものであつて、保險事業の經營に便宜なる統計結果を集むることが出来る。殊に、人口統計が役所若しくは寺院の届出記録の統計であつたものが、近來、文明諸國に於ては、一定期間毎に施行する所の調査統計 (Census statistics) となつたがために、人類生命の蓋然率は益々正確に近づき得ることゝなつた。

生命保險の純保險料は、かくの如き蓋然率を基礎として算定せられたものであるから、これは保險者に於ても加入者に於ても、一錢を増加し若しくは一錢を減少し得ざる所のものである。生命保險事業に於ては、契約の種類に種々なる趣向を凝し、色々な組合せをなすなどの方法によつて、競争は行はれるけれども、未だ嘗て料率引下げの競争の行はれたことのないのは、これがためである。

尤も、前にも述べたやうに、積立財産の利殖は、この種の保險が長期契約であるがため最も効果多く行はれる。そして今日の實際に於ては、保險者は、この利殖の利率を豫定して、純保險料の計算のうちに織り込んで居る。従つて、このやり方に於ては、豫定利率の定め方に於て、純保

險料に若干の伸縮性がある譯である。だから、生命保險事業の競争が、若し料率の上に表はるゝことがあるならば、この方面に於て表はるゝの餘地がない譯ではない。併しそれにしても、本當の意味の純保險料には關係なき譯である。

九

右に述ぶるが如く、生命保險の純保險料の料率なるものは、人類の生命に關する數理統計的研究を基礎としたもので、保險料率の算定上最も完全に蓋然率を根據とする所のものである。従つて、偶然の必然化といふことも、この保險の場合には最もよく表はれて居る。併し、火災保險や、海上保險は、それが成立の古さから言へば、生命保險に劣らぬものであるけれども、保險料率の計算が蓋然率を根據とするの程度に至つては、やゝ劣る所がある。殊に、海上保險の料率は、形式的統計を根據とすることの頗る稀薄なるものである。然らば、これらの保險に於ては、如何にして偶然の必然化が行はれるか。

火災保險に於ては、火災の記録を根據とし、その形式的統計を基本とせんのである。けれども、今日に於ては、殊に我國に於ては、未だ生命保險に於けるが如くに、料率の算定に用ゆるにつき適當にして完全なる火災統計が具はつて居ない。従つてこの保險に於ては、一應、ともかく存在する所の火災統計を基本とするけれども、それに、或は地域により、或は用途により、或

は建築材料により、保険者が火災危険の程度を認定して、これを基礎として料率を算定して居る。だから、この料率の計算には多くの見込が参加して居る。尤も、この見込は、單純な恣意ではなく、當業者としての經驗の結果であるから、前にも述べたやうに、そこに實質の意味に於ける統計が存在する筈である。併し、この經驗のなかに含まるゝ統計なるものは、經驗者の觀察能力、識別能力などに大なる關係ある所であるから、記録統計による所の材料と異り、その客觀的信賴性に於てやはり劣る所がある。従つて、蓋然率を根據とするといふ意味に於ての、偶然の必然化はこの保險に於ては完全ではない。

今日の海上保險が、料率の算定に於て、記録統計を直接の根據としないことは、火災保險以上である。従つて、料率の算定に經驗の加入する程度も頗る大なるものがある。併し、海上保險に於ける料率算定の經驗は、火災保險に於けるそれが、單に地方的なる性質をもつものなるに止まるに比ぶれば、國際的であるといふ點に於て、當業者相互がその自己の經驗を他人の經驗によつて訂正せらるゝの程度も範圍も大である。この意味に於て、その經驗は、——即ちそのうちに包含せらるる實質的統計は、——客觀的信賴性を多分にもつ。併し、もとより記録統計を材料とするものに比ぶれば、偶然の必然化が完全でないことは明かである。

かくの如く、火災保險や海上保險に於ては、蓋然率を根據とするといふ意味に於ての、偶然の

必然化は完全ではない。併し、加入者より集むる所の保険料の總額を、彼等に對して支拂ふ所の保険金の總額と均等ならしめんとする意味に於て、偶然の必然化の行はるゝことは、これらの保險に於ても見逃すことの出来ない所である。そして、その働きをなすものは、當業者の競争である。即ち自由競争の力である。

一〇

保險業者は、營業上なるべく損失を蒙らないために、料率をなるべく高く定めんことを欲する。併し、生命保險に於ては、既に述べたやうに、その料率は数理統計上殆ど自然法則の如くに確定して居るから、或は保險業者の定むる所が、これより高ければ、正當の料率によつて營業する同業者との競争に於て初めより敗北が明かである。従つて、任意に高く保險料を定むることは初めより不可能である。併しながら、火災保險や海上保險の如きにあつては、前述の如く、料率は事件の蓋然率を基礎として直接に算定せらるゝのではなく、經驗が多分に加入して定められる。その結果、意識的にも無意識的にも、料率を高く定むることがあり得る。

この場合に於て、料率高きの故を以て世の需要に適せず、加入者が少いときは、事業成功の可能がないから、保險者は自發的に料率の引下げをなす。また、料率高くとも世の需要を害することなく、相當の加入者を集め得るときは、その事業利益が大であり、その利潤率は他の世間普通事業に於けるよりも大であるから、やがて世間の注目を惹き、企業家の事業經營を誘ふことゝ

なり、競争業者の發生となる。そして、この保険に於ては、前述の如く、料率の算定に見込の加入が大であるから、競争は料率の引下を以て行はれ得るものであり、現に火災保険の歴史には、その例證は少くはない。こゝに於て高き料率は、競争の結果低下せらるゝことゝなる。

然るに競争の結果、料率の引下げが過當なるに至らば、事業の収益を害するばかりではなく、更に、連年損失を以て事業年度を終ることゝなる。その結果は、當業者の競争の弊害に對する覺醒を促し、料率の協定となり、即ち、カールテル組織を以て料率の引上げを行ふことゝなる。

かくて、協定率が反動的に高きに過ぐるときは、更に競争者を誘發してその引下げとなり、協定率の秘密割引となり、再び低下の傾向をとり、それが行き過ぐるに及び、また協定を促し、競争と協定とが反復することにより、且つかくの如くする間に經驗を重ねることにより、次第に、そして自然に合理的料率に到達するものである。故にこの保険に於ては、統計的算定の達し得ざる所は自由競争を以て補ひ、保険料と保険金との關係に於て偶然的必然化が行はるゝのである。

海上保険料率の合理化は、略ぼ、火災保険のそれに類似する所があるが、また多少趣きを異にする所あり、その他の、各種の保険、並びに今日尙ほ原始的保険の階段にあるものについては、多少、右に述ぶる所と異なる事情あるにより、私は、その論述を、更に新らたなる機會に譲ることとする。